

# 身体拘束の適正化に関するマニュアル

## 【基本的事項】

身体拘束とは、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者の人間としての尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保
- ② 言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供する。
- ④ 利用者の自由を安易に妨げるような行動はしない。
- ⑤ 安易に拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返る。

## （根拠となる法律）

- ・児童虐待防止法
- ・障害者虐待防止法

## 【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

- ・切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

## 【やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目】

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える拘束）
- ・被服や身の回りの物の着脱時（身体を抑える拘束）
- ・手洗い、うがい、手先の消毒、等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンの為の別室静養時（個室閉鎖的な拘束）

## 【やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法】

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### ① カンファレンスの実施

やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として以下を検討・確認をします。

- ・拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて
- ・身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要素の全てを満たしているか

3要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、個別支援計画書に記載または本人・家族に対する説明書を作成します。また、身体拘束廃止に向けた取り組み改善の検討会を併せて行い、改善実施に努めます。

### ② 本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。

### ③ 記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

### ④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。